

4 3 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた地方税財政措置について

(財務省、総務省)

【内容】

- (1) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、確実に撤廃し、地方法人特別税を法人事業税として復元すること。
また、地方法人税についても、これを撤廃すること。
- (2) 法人実効税率の引下げに際しては、恒久的かつ確実な財源の確保はもとより、全ての地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、適切な財政措置を講じること。
- (3) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保するとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ること。

(背景)

- 地方法人課税の偏在是正については、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討すること、また、地方法人税（法人住民税法人税割の一部国税化）の地方交付税原資化をさらに進めることとされた。さらに、6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、「地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされた。
- 地方法人特別税・譲与税は、受益と負担の原則に反し、地方分権改革の流れに逆行するものであり、企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを損なうものであることから、確実に撤廃して法人事業税に復元すべきである。また、地方法人税は、法人事業税の一部国税化と同様に、地方分権改革の流れに逆行するものであることから、これを撤廃すべきである。
なお、平成26年度税制改正に伴う税収への具体的な影響は平成28年度に平年度化することとなるが、都道府県及び市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置がなされるべきである。
- 平成27年度与党税制改正大綱においては、成長志向に重点を置いた法人税改革として、平成27年度から法人実効税率の引下げを実施し、平成28年度税制改正においても税率引下げ幅の更なる上乘せを図り、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して改革を継続するとされている。
その一環として盛り込まれた法人事業税における外形標準課税の拡大についても、更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うとされている。
外形標準課税の拡大は、税収の安定化につながる面もあるが、所得課税のウェイトが高い本県にとっては、減収の影響が生じる可能性も懸念されるところである。改正の影響が本格的に生じる平成28年度以降、全ての地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置がなされるべきである。

- 本県においては、公債費や医療・介護などの扶助費といった義務的経費が確実に増加しており、依然として厳しい財政状況が続いている。

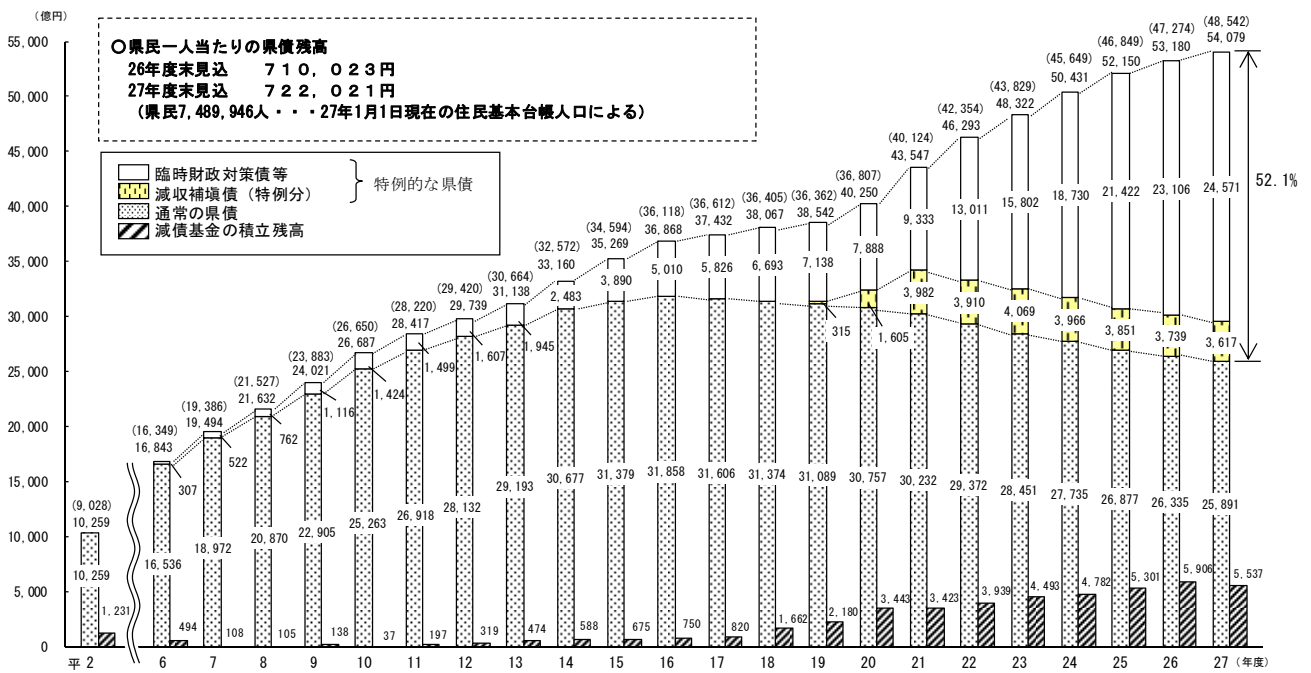
「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされているが、今後も全国的に社会保障関係経費を始めとする義務的経費が増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行うには、引き続き、地方一般財源総額を増額確保することが是非とも必要である。

- また、本県においては、普通交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が大きく、年々低下してきているものの、依然として普通交付税を上回っており、県債残高の大幅な増加の要因となっている。臨時財政対策債の残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。

財源不足額の補填は、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨によれば、本来、地方交付税の法定率の引上げによらなければならないことから、臨時財政対策債を廃止するため、国税の法定率の引上げ等により地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

(参 考)

◇ 愛知県の県債残高の推移



(注) 平成25年度までは決算額。平成26年度は決算見込額、平成27年度は当初予算ベース。
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債の計としている。
 県債残高の()は、減債基金の積立残高を控除した額。

◇ 愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普通交付税 A	522	525	559	643	770	769
臨時財政対策債 B	3,826	2,899	3,152	2,848	2,258	901
計 C = A + B	4,348	3,424	3,711	3,491	3,028	1,670
臨時財政対策債の割合 B/C	88.0%	84.7%	84.9%	81.6%	74.6%	53.9%

(注) 表中の数値は当初算定ベース。